

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成29年10月6日付け大西成保生第1005号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

実施機関が平成29年8月31日付け大西成保生第794号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、ケース診断会議記録票番号の非公開部分を公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、平成29年8月18日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、「生活保護グループ（西成区）7と13会議録（生活保護を受けている人の自主自立と健康増進に関する物）H29年3月分」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「ケース診断会議記録票（7グループ及び13グループの平成29年3月開催分）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第10条第1項に基づき、被保護者個人の氏名、生活等の状況、その他個人に関する情報を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

## 記

条例第7条第1号に該当

（説明）

上記の情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものによりまたは他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 9 月 6 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

生活保護被保護者がどのように自立できるかを支援している実体を知りたいのに、黒ぬりの文書が公開された。要望している内容のものが公開されないで黒ぬりされた文書が公開された。

### 第 4 実施機関の主張

#### 1 本件非公開情報について

本文書は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者（以下「ケース」という。）のうち複雑困難な問題を有するケースについての援助方針、措置内容等について総合的に審査検討することにより、ケース取扱いの妥当性の確保、保護の適正実施を図ることを目的に実施機関の課長級以下の関係職員で必要に応じて随時開催しているケース診断会議での検討結果を記録した記録票である。また、本文書には、決裁者等の印影、ケース診断会議記録票番号、会議の開催日、会議の参加者名、ケース番号、世帯主名、世帯類型、訪問基準、保護開始年月日、最低生活費、収入認定額、扶助額、会議の案件名、ケースの状況及び経過、検討事項・問題点、会議の要点・内容及び結論が記載されており、本文書において公開しないこととした情報は、ケース診断会議記録票番号の一部、ケース番号、世帯主名、世帯類型、訪問基準、保護開始年月日、最低生活費、収入認定額、扶助額、ケースの状況及び経過、検討事項・問題点並びに会議の要点・内容及び結論（以下「本件非公開情報」という。）である。

なお、本文書を部分公開するにあたり、本件非公開情報が記載されている項目を説明するため、審査請求人に対し、白紙のケース診断会議記録票を情報提供した。

#### 2 本文書に対して本件決定を行った理由

##### (1) ケース診断会議記録票番号の一部、ケース番号、世帯主名、ケースの状況及び経過

これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつ、当該情報の性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められることから、条例第 7 条第 1 号に該当すると判断した。

##### (2) 世帯類型、訪問基準、保護開始年月日、最低生活費、収入認定額、扶助額、検討事項・問題点、会議の要点・内容及び結論

これらの情報は、個人の生活保護の状況に関する記載であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ

があることから、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、当該情報の性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められることから、条例第7条第1号に該当すると判断した。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 争点

審査請求人は、本件文書で実施機関が条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした情報の公開を求めて争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件非公開情報の条例第7条第1号該当性である。

### 3 本件非公開情報の条例第7条第1号該当性について

#### (1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公開することが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

条例第7条第1号は特定の個人を識別する際に照合すべき情報の基準について、

通常容易に知り得る情報に限定せず、単に「他の情報」としている。これは、新聞や出版物など通常容易に知り得る情報と照合するだけでは特定の個人を識別することができない場合であっても、親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより特定の個人が識別される場合があることを考慮したものと解される。

また、その内容や性質によって特段の配慮を要するものについては、他の情報と照合することにより個人が識別される可能性が低くても本号に該当することに留意する必要があると解される。

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと解される。

#### (2) 本件文書について

本件文書はケース診断会議の記録であり、実施機関によれば、ケース診断会議は、不正受給に係る返還金の発生など、複雑困難な問題を有するケースについての援助方針、措置内容等について総合的に審議検討することにより、ケース取扱いの妥当性の確保、保護の適正実施を図ることを目的として開催されるとのことである。

特定の世帯がケース診断会議の対象となったという情報は、当該世帯が生活保護行政上何らかの課題を有する世帯であるという、通常他人にみだりに知られたくない特段の配慮を要する情報であると認められるところ、本件非公開情報が、他の情報と照合することによりケース診断会議の対象となった世帯の世帯主である特定の個人を識別することができることとなるか否かは慎重に検討する必要がある。

#### (3) 世帯主名及びケース番号の条例第7条第1号該当性について

世帯主名は、世帯主の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、ケース番号は、実施機関によれば、ケースの世帯ごとに付番される生活保護事務を行う際に基本となる番号で、実施機関が作成・使用する文書やシステムの情報はケース番号で管理されているとのことである。

したがって、世帯主名及びケース番号は、ケースの世帯主の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

#### (4) 世帯類型、訪問基準及び保護開始年月日の条例第7条第1号該当性について

世帯類型は、ケースの年齢や障害の有無等の条件により、世帯を高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病者世帯又はその他世帯に分類したものである。

訪問基準は、実施機関がケースを訪問する頻度をケースごとに設定するものであり、その頻度は「1か月に1回以上」から「1年に1回以上」までの6種類に分けられている。

保護開始年月日は、生活保護を開始した日であり、実施機関によれば、当該行政区外から転入した日や近接日に生活保護の申請がなされた場合は、保護開始年月日からは、転入時期が類推される場合があるとのことである。

そして、本件文書においてはケースワーカー名が公開されており、実施機関によれば各ケースワーカーが当該行政区内のどこの地域を担当しているかは申し出に応じて公開しており、ケースワーカー名から当該世帯が当該行政区内のどの地域に住所を有するか絞られるとのことである。

ケースワーカー名により住所が類推できることに加えて、本件非公開情報のうち世帯類型、訪問基準及び保護開始年月日は、近隣住民や知り合いであれば知り得る転居時期・家族構成・住所・訪問頻度などの情報と照合することにより、ケース診断会議の対象となった世帯の世帯主である特定の個人を識別することができると思われる。

したがって、世帯類型、訪問基準及び保護開始年月日は条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(5) 収入認定額、最低生活費及び扶助額の条例第7条第1号該当性について

生活保護制度においては、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入認定額を比較して、収入認定額が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入認定額を差し引いた差額が扶助額として支給される。最低生活費と収入認定額の差額が扶助額であるから、これらの情報は相互に関連する情報である。

ア 収入認定額について

収入認定額は、就労による収入、年金等社会保障給付及び親族による援助等を認定し決定する。

実施機関によれば、収入認定額が社会保障給付のみの場合、当該世帯の状況に応じて金額が定められているため、収入認定額が金額からどのような社会保障給付を受けているのかが類推でき、社会保障給付の種類から当該世帯の生活環境や世帯類型が類推できるとのことである。

本件文書を実際に見分したところ、収入認定額と社会保障給付額が合致する事例があることが認められ、収入認定額が当該世帯の全収入であることを踏まえると、収入認定額から社会保障給付の種類が判明し、当該世帯の生活環境や世帯類型が相当程度の確からしさをもって特定できる場合があるとの実施機関の説明には合理性がある。

イ 最低生活費について

実施機関によれば、最低生活費は世帯構成員の年齢や人数に応じて決まる金額に生活扶助加算、住宅扶助加算等を行って算出するが、加算の種類が少なければ少ないほど、最低生活費の金額から世帯構成員の年齢や人数が類推できるとのことである。

実施機関に本件文書に記載の最低生活費の算出方法を確認したところ、生活扶助加算、住宅扶助加算等がない事例があることが認められ、最低生活費から世帯構成員の年齢や人数が相当程度の確からしさをもって特定できる場合があるとの実施機関の説明には合理性がある。

ウ 条例第7条第1号該当性について

上記ア及びイを踏まえると、収入認定額、最低生活費及び扶助額を公開することによりケース診断会議の対象となった世帯の状況が判明する可能性を否定でき

ない。

上記(2)のとおり、本件非公開情報が、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるか否かは、慎重に判断する必要があるところ、本件文書に記載されたケースワーカー名により住所が類推できることに加えて本件非公開情報のうち収入認定額、最低生活費及び扶助額は、近隣住民や知り合いであれば知り得る情報と照合することにより、当該ケース診断会議の対象となった世帯の世帯主である特定の個人を識別できると認められる。

したがって、収入認定額、最低生活費及び扶助額は条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(6) ケースの状況及び経過、検討事項・問題点並びに会議の要点・内容及び結論の条例第7条第1号該当性について

本件文書を見分したところ、ケースの状況及び経過、検討事項・問題点並びに会議の要点・内容及び結論の各欄は叙述形式になっており、個別のケースの状況や実施機関が行った指導についてケースワーカーの率直な表現も交えて具体的に記載されていることが認められる。このような内容は、被保護者個人の人格と密接に関わる情報であって、個人識別性のある部分を除いたとしても、みだりに他人に知られたくない情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、ケースの状況及び経過、検討事項・問題点並びに会議の要点・内容及び結論は、条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(7) ケース診断会議記録票番号の非公開部分の条例第7条第1号該当性について

ケース診断会議記録票番号とは、本件文書の右上に記載された2つの数字を組み合わせた番号で、2つの数字のうち年度を表す数字以外の数字を非公開としている。実施機関によれば、ケース診断会議記録票番号の非公開部分は、実施機関の整理のために記録票ごとに連番で付番している数字であるとのことである。ケース診断会議記録票番号の非公開部分は特定の世帯や個人に紐づかない単なる整理番号の一部であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるとはいえない。

したがって、ケース診断会議記録票番号の非公開部分は、条例第7条第1号に該当しない。

#### 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 岡田 さなゑ、委員 長谷川 佳彦、委員 坂本 団  
委員 玉田 裕子、委員 村田 尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成 29 年度諮問受理第 13 号

年 月 日	経 過
平成 29 年 10 月 6 日	諮問書の受理及び実施機関からの意見書の収受
平成 29 年 11 月 30 日	調査審議
平成 29 年 12 月 21 日	調査審議
平成 30 年 1 月 18 日	調査審議 (実施機関の陳述)
平成 30 年 3 月 29 日	調査審議
平成 30 年 5 月 31 日	調査審議
平成 30 年 6 月 28 日	調査審議
平成 30 年 8 月 23 日	調査審議
平成 30 年 10 月 18 日	調査審議
平成 31 年 2 月 19 日	調査審議
平成 31 年 3 月 19 日	調査審議
平成 31 年 4 月 18 日	調査審議
令和元年 6 月 11 日	答申